

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-195）」

2. 日時：令和4年11月25日（金） 13時05分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、田尻主任安全審査官、藤原主任安全審査官、大岡安全審査官、上出安全審査官、瀬戸川安全審査専門職、高梨安全審査専門職、清水係員

日本原燃株式会社 再処理事業部 事業部付部長（設工認・耐震） 他13名

東京電力ホールディングス株式会社 サイクル技術グループ

グループマネージャー 他1名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門

原燃計画グループリーダー 他1名

電源開発株式会社 原子力技術部 原子燃料室 上席課長

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

「申請対象設備の選定」

「別紙1-2-4-2-1-1-1 系統として機能、性能を達成する設備（放射性廃棄物の廃棄施設 液体廃棄物の廃棄施設 高レベル廃液処理設備 高レベル廃液濃縮設備 高レベル廃液濃縮系）」

「別紙1-2-4-3-1 系統として機能、性能を達成する設備（放射性廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄施設 高レベル廃液ガラス固化設備）」

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の

認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html

・ 令和4年11月24日

「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:06	それではただいまから日本原燃株式会社とのヒアリングを開始します。 本日のヒアリングは、
0:00:14	令和 2 年、
0:00:16	12 月 25 日に、24 日に申請のあった設計及び工事の計画の申請について、
0:00:23	本年 11 月 24 日 25 日提出の資料をもとにヒアリングを行うものとなります。 まず規制庁の出席者は本庁からフジワラ瀬戸場となります。
0:00:34	エースWEBからは、コサク、
0:00:37	カミデ、
0:00:39	タカナシタジリオオオカになります。それでは日本原燃から出席者の紹介と、議題の構成の確認説明範囲達成目標を説明してください。
0:00:51	はい、安倍皆川でございます。
0:00:55	日本連盟側の出席者を紹介いたします。
0:00:59	サトウ。
0:01:00	オオハシ、こちらは、
0:01:03	眼
0:01:04	つき得る外をヌマヤマの
0:01:08	岩上。
0:01:10	知久地。
0:01:12	木崎ヤマザキ
0:01:15	フルカワ。
0:01:16	こっち。
0:01:17	ナカハマ。
0:01:18	以上となります。
0:01:20	本日ご確認いただきます資料でございますけれども、画面共有させていただいてございます。共通 09 申請対象設備の選定本文及び、高レベル廃液濃縮系、
0:01:34	レベル廃液ガラス固化設備について、
0:01:38	それと最後に、外向きの 34 の個別補足説明資料のご確認をいただきたいと思えます。
0:01:46	それでは共通 09 よりご説明を差し上げます。
0:01:51	はい。日本原燃田仲です。
0:01:54	本日ご説明します資料は、本日提出させていただきました共通 09 のリビジョン 30 というものを用いまして、一昨日、11 月 22 日のヒアリングで、ご指摘ありました。

0:02:07	点について修正点等を中心に説明させていただきたいと思います。それでは本文の方で、変更を加えた点でいきますと右下 12 ページの方になります。
0:02:23	こちらの方の上から 3 行目のところに、下線を引いておりますが、以前はこちらの方の文書の流れとして、設備の網羅性、能勢、説明する設備の網羅性というような話に展開してたんですが、そちらの方を見直しまして、
0:02:37	その設備の網羅性という、ということに関しては、参考資料というふうに位置付けまして、最終ページの方に置いているんですけども、
0:02:48	機能と設備のマトリックスにつきましてはこちらの方で、右下 21 ページの方にですね、
0:03:00	何も色付けしないような状態で、皿のような状態で置いているというところで添付 2 というふうに変えさせていただいております、
0:03:10	本日まで説明の中心となるのが、参考資料ということで右下の 210 ページの方になります。
0:03:23	はい。こちらの方が再処理施設における申請対象設備抽出に関わる網羅性の確認ということで、前回提出させていただきました資料の指摘事項を反映したような形でその網羅性の説明に関する資料としております。
0:03:38	で、1 ポツ 2 ポツの初めの数、抽出プロセスのところまでは、
0:03:44	大きな変更はないのですが (2) 以降につきましては、まず、
0:03:51	別表 1 というところに、1000、先日、越お示ししました、系統機能と設備の関係性で、これまで主に説明させていただいた設備を黄色で示して、それと
0:04:05	関係する系統機能を塗り込みするような形で、そこで関連づけられない。
0:04:12	機能を緑で示したそのような形に、別表 1 というものを見直しております、
0:04:19	まず、というような範囲でせ、設備を説明していくかということで始皇帝と、放射性廃棄物の廃棄施設その他附属の施設というような大きい括りにしまして、さらに、過去のトラブル、
0:04:33	発生したものにつきましては、通常と異なる手法によって、その設備の機能を担保しているという特徴的なものがあるということでそれも特別に上記の、
0:04:45	主要工程廃棄施設、最初に瀬野フゾクそれ以外で、
0:04:50	S 御説明の対象というふうに考えているというようなまとめをしております、それぞれどのような観点で、ピックアップしたかというのを 3

	ポツ以降に示しております、3ポツの方で、始皇帝としましては、使用済み燃料受け入れ、
0:05:05	設備あと貯蔵設備、凝灰設備ということを選んでおります、その根拠となるものを理由ということで書かせていただいております、
0:05:16	内海つあるのですが系統機能として、このような多岐にわたるものを、を多く含むような形で選んでるといようなのが、
0:05:26	記載しているところの意図となります。で、放射性廃棄物の廃棄施設のところににつきまして北井につきましては、先ほどの主工程とも関連するところがありますので、こちらで記載している三つの設備、
0:05:39	を示しております、理由につきましても、同様でして、なるべく多くの機能というものを確認できるようなものというものを選んでおります。で、続きまして廃棄、同じく廃棄施設のところであるんですけども、
0:05:56	液体廃棄物固体廃棄物のところにしましては、高レベル廃液濃縮系と高レベルのガラス固化設備ということで、こちらの方は
0:06:06	特殊なものというような位置付けで、高レベル、すいません、液体廃棄物高と廃棄物の機能についても関連づけのご説明はできるんですが、こちら特に抽出した、
0:06:16	根拠としましては、
0:06:19	法令報告の対象で追加設備があるということで、そういうのも含めまして、閉じ込め機能を維持する指導として、温度計放管の加圧設備であったり、流下性改善の設備というものをやっているという、
0:06:32	追加しているということで、通常と異なる手法によって閉じ込め機能を確保しているところを、ありますので、こちらの方を選定しております、後程個別の
0:06:43	説明に移らせていただくというような流れになっております。で、その他附属の施設につきましても記載のような、
0:06:50	受け継ぎおき選定しております、その理由というのもこちらに記載しておりますようにそれぞれユーティリティが独立しているということから、その下、供給する。
0:07:01	する種類ごとの確認ということで、ピックアップしているというのと、勤怠の換気につきましては居住性に関するところにつきましては、
0:07:14	制御室というところも候補にあったのですが、こちらの方が開発する設備がある、そういうところがあったので、

0:07:23	特殊性があるというようなことから勤怠の関係を選んでおります。これらをまとめますと先ほど言いましたように鉄塔の位置というところで、代表として、これらの設備で
0:07:37	賄うことができる系統機能というところを、黄色で示しております、この系統機能が全部埋まるイコール網羅できるとというような考えに基づきますと、埋まらない機能と直接関連付けられない機能というのが緑色で示しております。
0:07:53	そちらの方につきましては、ある程度機能化に類似してるものをグルーピングしてですね、どのような考えで、その類似して、
0:08:03	売りにしたものを集めて、緑で示している系統機能ではないのですが、他の系統機能で賄うことができるというものをまとめているのが、表の別表の2ということで、
0:08:17	そちらの方につきましては前回、ヒアリングの時にはちょっと記載のところがあまり、こちらの方の良くなかったということで、別表2のところを改めてですね記載の拡充というところを行っております。
0:08:30	こちらの別表2の方がですね222ページの方になります。
0:08:39	はい。こちらの方で、
0:08:41	左っかのこの表の真ん中から左側の方がですね先ほどの別表1というところで、これまでご説明させていただいた設備では、直接関連付けられない機能というもので、例えばフードの原則1とか、そういうものを記載しております、どういう系統機能が
0:08:59	どういうルールが設定されているかというのを、その右、フード、
0:09:05	この原則維持機能のその隣の方に進めておりました、これはどういう設備が該当するのかというのを記載しております結果、どういう、どのような機器が、
0:09:16	抽出されるかというところを整理しまして、
0:09:19	これに類似する機能ということで昆こここでいうと、負圧維持の方の機能になるんですけども、こちらの方も同様のフォーマットということで、同じように并
0:09:31	資料の概要とですね、どのような経路、主流の範囲というのはどういうものが該当するか、設備はどのようなものが該当するか、抽出される機器というものを並べまして、確かに類似性があると。
0:09:45	いうようなことから、フードの面速維持につきましては、負圧1と、考え方としては同じような抽出でやられてるということから、
0:09:56	フードの面速1につきましては負圧維持の方の

0:10:00	を有する設備で、こちらの方をご説明できるのではないかというふうな考えをもとに、
0:10:09	緑色で示された、別表 1 の方で緑色で示されております直接関連付けられない設備というものを並べてですね、網羅できると、これまで代表としてきた。
0:10:20	ご説明させていただいた設備で、網羅できるのではないかというような形でまとめておるとというのが、今回の変更点の主なところでございます。説明としては以上になります。
0:10:35	規制庁塩見です。それではただいまの説明について規制庁側から確認ございましたらお願いします。
0:11:06	規制庁、神です。
0:11:10	ちょっと資料詳しくは見てないんですけど、例えば、
0:11:13	今説明のあった 222 ページのところ、
0:11:19	設備が類似してるからいいんですみたいな、
0:11:24	そういう話を聞いたんですけど。
0:11:28	設備選定の考え方なので、その設備の選定の仕方が、これを見てこれを見て、
0:11:41	こういうふうに判断するんだというやり方が一緒だっていう説明の方が適切なんじゃないかと思えますけど、その辺ってどうなってますか。はい。田中です。すいません。おっしゃる通りあれ、
0:11:53	グループ法としましても、としたところとしましては、選定のプロセスとかそういう考え方が同じだということをちょっと言いたかったということになりますので、すいませんちょっと説明のところが
0:12:07	うまくいなくてすいません。言いたいこととしては今、カミデさんがおっしゃっていただいたような主旨でございます。
0:12:15	はい。規制庁、丹治です。説明の仕方っていうよりも書類としてそういうことが記載されてるかっていうことなんですけど。
0:12:24	その辺はもう説明があるんですか。
0:12:29	はい。日本原燃田中です。こちらの方の、にしましては、212 ページの 4 ポツのところ、家、
0:12:39	こちらの方が一つ。
0:12:41	久井さん。4 ポツ、そのような趣旨で記載したか、ですけどちょっと書き足りてないかなというふうなところを今改めて見ると思っておりますので、

0:12:53	ちょっとこちらの方は今、やりとりさせていただいたような趣旨でちょっともう少しわかりやすい表現に直した方がいいかなというふうにちょっと思いました。
0:13:06	はい。規制庁上出です。
0:13:08	212 ページで言うと、
0:13:11	4 ポツ 2 パラ目の、
0:13:15	その主流路範囲の設定の考え方が、
0:13:21	類似。
0:13:22	するっていうところに、思いが込められてるっていう。
0:13:27	はい。日本原燃田村です。ここが選定プロセスというところの考え方が類似しているというところを意図しておりました。
0:13:37	はい。それで今その主粒度範囲設定の考え方というのが、一応資料には、
0:13:44	書いたつもりって、
0:13:47	はい。人間のためです。それが先ほど別表の 2 の方に、どのような範囲を設定してるかというのを記載させていただいております。はい。
0:14:04	H e a d 規制庁、神です。
0:14:07	それで、そ、そのあと結局 222 ページで、設定の考え方っていうのが、
0:14:19	ちゃんと示されてないってこと。
0:14:22	設定の範囲を言っているのか、考え方を言ってるのかっていうのが、
0:14:27	すごいよくわからないなっていうことなんですけど、今設定の範囲として記載してあることも、
0:14:35	そのすプロセスだという。
0:14:38	気持ちで、事業者は書かれているのか。
0:14:42	プロセスっていうことに立ち返ると、もうちょっと直さなきゃいけないと思ってるのかっていうとどんな感じですか。
0:14:54	はい。日本原燃タナカですこちらの方にしまして、記載の方につきましては、そうです機能のどのような系統機能があるかというのをまず説明した上で、該当するその種主流路の範囲というところを設定すると。
0:15:10	いうところなんですけどただ、その間にプロセスというところという観点は確かに、
0:15:17	もう少し追記できるところもあるかなというところでちょっと、今一度こう見直したい。
0:15:25	はい。
0:15:28	と規制庁カミデです。222 ページの一番上の閉じ込めでいうと、
0:15:34	どちらかというと、

0:15:38	右側になるのか。
0:15:42	類似した設備のところで、放射性物質を保持する系統の負圧維持っていうところでこれが、どっからどこまでが主流路かっていう特定する作業を今回してるわけですよ。
0:15:56	そん時作業員の皆さんって、どういう書類を見て、
0:16:01	どうやってその主流炉を設定してるかっていうのをまず教えてもらえます。
0:16:11	はい。日本原燃田仲です。こちらの方の種類の設定の趣旨、範囲の特定としましてはその系統機能を達成するために、どのような範囲になるかというところを
0:16:21	いわゆる閉じ込めの範囲で言いますと、
0:16:24	それぞれ系統図を用いまして、
0:16:29	始点と終点というところをどこがどこまでかというの図面の方の消し込みを行うような形で、
0:16:37	主流路の範囲というものを決定しているというようなプロセスになっております。
0:16:45	はい。規制庁管です。今言われた視点っていうのは、機器側ですか、それとも出口側。
0:16:53	はい。日本原燃田中です。この資料の設定というのはフロムツーというふう、て言いますと、機器を原則として設定しております。はい。
0:17:09	土岐セーレン中央カミデスちょっといわゆるやり方がやっぱりよくわからなくて、最初に、
0:17:17	設備リスト。
0:17:19	設備リストっていうわけじゃないですね。
0:17:22	なんかその、
0:17:23	設備をまず特定しることがあって、ある設備がまず特定され、これの閉じ込めの範囲ってどこまでだろうっていうときに系統図が出てきて、
0:17:37	そこで系統図である地点、
0:17:40	までが主流路なわけですよ。閉じ込めで言うと多分フィルターなんだと思いますけど、
0:17:49	どういうフィルターがあるところまでっていうのを追いかけるっていう作業だと思ってるんですけど。
0:17:55	今の説明だと、
0:17:57	何か機器と機器があって、
0:17:59	それがフロムツーなんですって言われちゃうと、
0:18:03	ちょっとイメージが合わないんですけど、どういう作業なんですかね。

0:18:07	日本原燃の瀬川です。
0:18:09	この十条のと、負圧維持の部分で言いますと、負圧にしたり、対象となる機器というのが、9月の目的になる機器があります。
0:18:18	で負圧にするための、排風機ですね。
0:18:22	というのはお尻の方において、その負圧にしたい目的の機器から、それを達成するための排風機、ここまでのラインを、
0:18:31	引っ張って、そのラインをずっと追っていくというような抽出のプロセスになっております以上です。
0:18:41	はい。規制庁深見です。わかりましたと大体わかったんですけど、ちなみにあれすか排風機より下流側ってというのは、閉じ込めとしてはもう見ないんですか。
0:18:54	日本原燃のセガワですちょっとあの例示がよくなかったですね最後のお知りになる。
0:18:59	排気塔までですね、そこまで主流として引っ張っておりました。
0:19:04	だからこれ負圧維持っていう観点で行った時、
0:19:10	だから負圧、ごめんなさい、9月維持という観点で言えば、
0:19:16	排風機までになりますし、排気機能、
0:19:21	これでいくと、
0:19:22	どれにいる、どこに当てはまるんだろう。
0:19:30	廃棄がちょっと見えております。入っていないんですけど。
0:19:36	すいません、
0:19:39	情報が載ってるところがさ、探し出せばすぐだ、探し出しておいて欲しいんですが、9月維持という意味でいきますと、排風機まで排風機でもってその負圧が達成されますので、
0:19:51	排風機までの範囲を拾います。一方で見た系統として、換気だとかその下にいます換気とか廃棄、
0:20:00	こういった機能になりますと、主排気塔まで行って初めて
0:20:04	機能がクローズしますのでそういう観点では排気塔まで拾いに行くというような考えでございます。
0:20:10	以上です。
0:20:13	はい。規制庁深見です。
0:20:15	あれでしたっけ、フィルターがあってその下流側で、配布、配布。
0:20:23	系統の構成として、日本原燃のセガワその通りでございます。
0:20:29	はい。それでだからまず、
0:20:33	支店としての機器があり、

0:20:35	その機器を、の負圧を閉じ込めるための排風機があって、そこまでの繋がりを見に行って、
0:20:47	ここが主流だと、いうことを、
0:20:52	見るのが、10条の放射性物質放出系統の分厚いの収入型ですってということですね。
0:21:01	はい。その通りでございます。
0:21:04	はい。規制庁深見です。days、それと、風土の原則維持も多分一緒ですよね。風土があって、引っ張ってるところがあってその間を
0:21:16	同じ考えで、多分主流路、
0:21:20	の選定の考え方に従ってその間の系統図でいってということで一緒だっということですよ。
0:21:29	はい、2本目のセガワですご理解の通りでございます。
0:21:32	はい。同じルールとしても同じものを見ているし、ということなんでそういう観点で同じやり方をしているから
0:21:43	こっちで代表できるんですってという話をしてもらった方がわかりやすいかなと思いますけどどうでしょう。
0:21:54	はい。日本原燃の瀬賀ですおっしゃる通りですね。
0:21:57	今書いてある、
0:22:00	説明では、地点地点から終点まで考え方として同じで抽出っていう、ちょっとこの言葉では、今のやりとりの表現にはなっておりませんので、
0:22:12	今やりとりさせていただいた表現に改めるべきかと思いました。以上です。
0:22:18	はい。規制庁深見です。よろしくお祈いします何か。
0:22:23	多分認識として合ってるんだらうなと思いつつ、こういう書類を見てると何か
0:22:31	プロセスが違うんだけど同じようなものを含めてるっていうことがあるんじゃないかと思ってしまうので、そのあたり、やり方っていうところをちゃんと着、
0:22:43	して本当にこういう関係でいいのかっていうところは、見てもらった方がいいかなと思いますのでよろしくお祈いします。
0:22:53	はい、承知いたしました。
0:22:57	コサクです。今の場所と同じではあるんですけど、
0:23:04	対応は今の話をやっていただいてその時に、
0:23:08	現状の記載だとその大きな差異がなく、同様っていう曖昧な表現になっ
0:23:16	てて、 違いがあるのかという気がしてしまうんですね。

0:23:20	小さな差異ってということですけど、
0:23:22	そうするとその差異って何だとそれは、適切にやられてるのかっていうことを聞かなくちゃいけないんですけど、
0:23:30	差異はあるんですかね。
0:23:34	はい。日本原燃の瀬川でございます。今上出さんとやりとりさせた表現に改めればですね、大きな差異とかそういう言葉にはならなくて、差異はなくてなります。
0:23:45	今ここで現状で書いてたこの
0:23:48	後ろめたいわけじゃないですけど気持ちが変わられてるのは、負圧維持と原則維持といった意味では、目的とする対象の機器、負圧に維持することなのか、ツーツーになってるものに対して、
0:24:01	風速稼ぐのかといった部分の、その根っこの対象とする機器に、機能上の違いがあるという思いが少しにじみ出た表現になっておるものでして、
0:24:12	実際にはあのさ、抽出プロセスとしては差異はございません。以上です。
0:24:17	はい。コサクですわかりました。そこが前回ヒアリングで私が申し上げたことで、機能で考えちゃったらそりゃあ機能分けた理由として、
0:24:27	違うに決まっていますね、ただ抽出プロセスとしては一緒だということで話をまとめられるというふうに理解してましたので、先ほどのカミデDの言ったところでの対応を進めていただければと思います。以上です。
0:24:45	はい。日本原燃瀬川で承知いたしました。
0:24:52	規制庁清水です。他は規制庁側から確認ございますでしょうか。
0:25:01	よろしければ、続いて次の資料について原燃側から説明をお願いします。
0:25:08	はい。日本原燃田仲です。それでは続きまして、高レベル廃液濃縮系の方の資料のご説明に移らせていただきます。こちらの方の資料につきましても、前回のヒアリングで、
0:25:23	高レベル廃液濃縮缶の温度計の加圧装置について、選定フローにし、立ち返って、仕様表対象とするというようなご説明させていただきましたけどもそちらの記載がまず、
0:25:36	冒頭で説明するにとどまっていたということでそれを実際もジユとして表現しているというところがですね、12 ページの方に記載させていただいております。

0:25:50	こちらの方の河成のところ、先ほど選定フローに従ってステップを流しているというような記載になっております説明の内容につきまして前回のヒアリングで口頭で申し上げた内容になっております。続きまして、13、右下13ページの方です。
0:26:08	こちらの方ちょっと誤記訂正ということで、ヒアリングの場でも申し上げました通りこの換気ボックスの
0:26:15	分離建屋換気設備に繋がる配管。
0:26:18	あがですね赤で塗られたところが黒で塗りますというふうな訂正させていただいたところの反映になっております。
0:26:25	続きまして、
0:26:30	右下で言うと51ページになります。
0:26:37	こちらの方も先ほどと同じ、
0:26:40	ポンチ絵を使っておりますので同様の記載の適正化を行っているというところになります。
0:26:46	続きまして、
0:26:49	83ページの方になります。
0:26:56	こちらの方は、集大木、城戸設定しない範囲の方のパートになるんですけども、さらに次のページ、すいません次の次。
0:27:06	86ページの方。
0:27:11	表示してください。こちらの方が、高レベル廃液濃縮缶の温度計の方で、実際対策とってるのは下部なんですけども、チューブ中液交換の温度計についても、同じようにこのボックス、
0:27:25	接続設置して、圧縮空気はそうやってないような状態にしてるんですけども、ただその状態に関する悪影響、
0:27:33	いうものについての評価というところを、(1)から23ということで、一般職空気系の影響というのと換気設備の影響、あとは保守点検に関する影響というところを記載しておるというところを、
0:27:48	追加させていただいております。資料の修正としては以上になります。
0:27:55	はい。
0:27:56	規制庁清水です。ただいまの説明について規制庁側から確認ありましたらお願いします。
0:28:11	規制庁コサクです。83ページなんですけど、
0:28:16	前回も
0:28:18	少し話をしましたが、今回は登録しないけど、ものとしてはつけてますんで、必要になれば登録しますと、ということなんですけど。

0:28:35	新基準適合の前の緊急安全対策工事というのもあってですね、何となく、こういうことが違和感ないような感覚を持ってしまう。
0:28:46	のかもしれませんが、
0:28:49	あとで登録するのって、そう。
0:28:53	もともと設計としてそれにそうしたものとしてやっていなきゃいけない。工事検査もそうしてやっていかなきゃいけないと。
0:29:03	いうことがあるんですけど、
0:29:07	そのあたりは、
0:29:12	カーブ温度計と同じようにやってますっていう。
0:29:15	ことではあると思いつつ、どういう体系になって、
0:29:20	出てそれでこれでいいっていうことなのかー。
0:29:24	整理をしてください。
0:29:35	日本原燃の瀬川でございます。すいませんこの資料を出しときながら、今更こういった弁明をするのも、
0:29:43	ちょっと心苦しいんですが、濃縮管の長期予備、
0:29:49	ですね、予備機、
0:29:51	これも仕様表対象にして、書いていることをかんがみるとですね。
0:29:58	増分チューブの保護管というものが予備的措置だっていったところで、それでもって除外する理由にはなりになりえませんが、
0:30:06	また、真のてんまつといえますか。
0:30:09	下部で起こった事象というものの再現性ってのが全くないというふうに聞いているものでもございませんので、これも主流路として差し出すのが、
0:30:20	正しいやり方かなというふうに感じました。以上です。
0:30:26	古作です。
0:30:28	次の質問が長期予備との関係はだったんですけど、
0:30:32	そう。
0:30:34	あれですか、長期オービィわあ、
0:30:38	必要になった場合使うのであらかじめ用意しときますっていうので、ある意味、ここと趣旨は一緒だってことですかね。
0:30:46	長期予備の場合は次、本機能に対してっていうところが若干、意味は違いますけど、
0:30:54	はい。今コサクハセガワですけどもコサクさんに解説いただいた通りですね、若干のちょっと位置付けの違いはあれどもですね、
0:31:03	大枠ではやはりもうほぼほぼ同じだろうというふうにちょっと感じたところでございます以上です。

0:31:11	はい。コサクですわかりましたそうすると長期曜日と同様に、
0:31:17	将来的に必要なになるかもしれないというのを、あらかじめ設置しておくのが合理的だということで、
0:31:27	その時に必要な機能を達成するという趣旨から、同じ管理をしていくということで設工認対象とするっていうことですね。
0:31:38	はい、日本へのセガワでその通りでございます。
0:31:42	はい、蘇武です。わかりました。
0:31:49	規制庁岡です。86 ページ目に、追加された悪影響も、
0:31:55	話なんですけど、これってどこカー君とかで説明している内容なんですか。
0:32:09	日本原燃の柿崎ですけれども基本的に運用面での記載。
0:32:15	設計ベースとして考慮している事項というようなところから持ってきております。
0:32:21	はい。規制庁甲斐ですそれは許認可上の書類とかでは出てきたことがなくて、今回、
0:32:28	社内の運用、
0:32:30	資料とかで記載されていたものが、ここに記載されたということでしょうか。
0:32:38	日本原燃カキザキでその通りです。
0:32:41	規制庁数で呼気認可のときは、植木は関係なくどういう申請状態になって、
0:32:51	いたんでしょうか。この上部中部の温度計っていう。
0:33:03	すみません。日本原燃柿崎ですけれども。
0:33:06	すみません。その当時の申請のところですねちょっと調査
0:33:11	確認し、できておりませんでしたので、すみません、確認させて回答させていただければと思います。はい。社長がですね、前回コメントしてあってもまず既認可での整理はどうであって悪影響なんか見てたのかとか、
0:33:26	そういったことで、悪影響のことは今回書いてあるんですが、
0:33:30	既認可との関係みたいなことも少し書いておいていただけると助かります。
0:33:35	以上です。
0:33:39	日本原燃柿崎です。内容承知しました。確認して反映した、いたします。
0:33:55	規制庁カミデです。ちょっと 14 ページのフローなんですけど、

0:34:03	安重じゃなくて耐震Cですよただ仕様表対象ですよってなってるんですけど、
0:34:10	その前の13ページ。
0:34:14	で出てる、放管から何から全部これCクラスなんですってということなんですか。
0:34:24	日本原燃柿崎ですけれども。
0:34:27	そうですねこれは昨日しか、
0:34:29	上部の
0:34:31	ところから出てるレッド区域内の、
0:34:34	これに関しても、申請はCになります。
0:34:43	規制庁、上出です。
0:34:46	もう、もうちょっと明確にどこからどこまでが、
0:34:49	Cなのか、濃縮管本体は多分Sなんでしょうけど、
0:34:55	それ以外のところ、どこがどういうクラス分けになってるかっていうのをちょっと説明してもらいます。
0:35:02	そういう意味で言いますと、すいません、日本原燃柿崎ですけれども。
0:35:07	系統概要図のうち、高レベル廃液濃縮缶3位。
0:35:12	あと、続いている赤井家以外のところは、すべてA I C Cクラスでございます。
0:35:25	規制庁神戸です。赤井土肥が言ってなると、中に入ってる温度計の放管とかも、これは強いですってということですか。
0:35:43	日本原燃のセガワで私がしゃべってる間違ったら修正加えてください。濃縮缶の中に差し込んでいる温度計のさや管ですね、これは耐震Sクラス。
0:35:57	ハンダイから、
0:36:00	遮へい体に向かって伸びている。
0:36:03	田谷菅。
0:36:04	管台以降から、遮へい体でグリーン区域に向かって伸びてるさや管はこれはCクラス。
0:36:11	で正しいですか。
0:36:14	すいません。日本原燃柿崎です。
0:36:17	今のセガワわあ、
0:36:20	瀬賀世良は、補足してもらった内容の通りで合っています。
0:36:27	はい。規制庁上出です。
0:36:31	何か言葉でやってもあれなんでわかるようにしてもらったらいいのかなと思いますけど、多分あれですね。

0:36:40	御ネット区域内の温度計放管はフェイスですと、
0:36:44	その中にある汚染防止はA Cですと。
0:36:50	いう感じであとは遮へい体から以降は、全部Cですみたいな感じ。
0:37:08	日本原燃のセガワですと、もう一度
0:37:13	ここに書いてあるあれだな、表現をそのまんま。
0:37:17	使って言いますと、
0:37:19	温度計の保護管って指してる外側の間ですね、これで濃縮管の中に入り込んでいる部分については、Sクラス。
0:37:29	で、濃縮管から外に出てし、グリーン区域の遮へい体に向かって伸びている、この温度計の本館、これは耐震C、
0:37:41	Dただしだそうです。
0:37:43	だそうですね私が麻生ですって表現してからです。以上です。
0:37:48	はい。規制庁深見です。そのあたりもちょっと思想とともに、明示してもらえればなという感じですね。
0:37:57	多分、入り込んでる保管は当然壊れちゃうと。
0:38:02	悪影響起きそうなので、そこはとれ取れないようにしますっていうことなんですけど、それ以降が何で、壊れても大したことないんですっていうことなんですけど、それがどういう考えによって、
0:38:17	どういう考えだったり、
0:38:18	他のどういうSの機能によって
0:38:23	問題ないように担保されてるからっていうことだと思いますけどちょっと解説いただければと思います。
0:38:32	と、日本原燃の柿崎ですけれども。
0:38:34	資料の103ページのところに、
0:38:38	当資料の耐震クラスを示してる図面がありますので、ちょっとその1ページ後にですね、温度計放管の加圧設備、
0:38:50	に関する耐震クラスのわかる
0:38:54	図をですね1枚差し込んだ上で、ちょっと考え方というところも少し補足した形で、追記させてもらえればなと。
0:39:02	おります。
0:39:08	はい、規制庁カミデです。ちなみに100%、3ページで、
0:39:14	濃縮から内部に伸びてる配管っていうのはこれさっきのページで見せやつと違うやつです。
0:39:22	日本原燃柿崎ですけれどもこちらはプロセス配管。
0:39:27	ですので、先ほどのとは違う配管になります。
0:39:32	はい、わかりました。

0:39:34	あとそれでさっきの話と関連した 86 ページなんですけど、
0:39:42	悪影響ないことを説明されてますが、
0:39:48	ただ、ここで取り合ってるものの C クラスであって、
0:39:53	何か何のこと言ってるのかよくわからなくて、(1) から (3) と、
0:40:00	グリーン区域のもの設計上の何かサブみたいのがよくわからなくて、 個別になって書いてあるところも同じグレードじてしか、
0:40:12	設計してないんじゃないかという気がするんですけど。何かその辺ち よっと説明いただけます。
0:40:31	日本原燃柿崎ですけれども、ちょっともしかしたら前回ヒアリングでの コメントの趣旨を私がちょっととらえきれなかったのかもしれないん ですけれども、
0:40:42	今
0:40:43	8、86 ページの図にテキストボックスを追加させてもらったのは、
0:40:50	今となって主流路として選定することを考えてるんですけども、常駐 部温度計の配管というのを、
0:41:00	下部の富むインサービスとなってる株温度計放管の、
0:41:05	ところに供給する。
0:41:08	圧縮機等の枝管としてすでに設置されてると。
0:41:12	いうところで、そういった観点での影響防止という、いう観点での設計 ということに記載するのかなという理解だったんですけども。
0:41:22	ちょっと、
0:41:23	どのような、打つべきかというのはすみません理解しきれなかったで す。
0:41:31	通町亀井です。私もちょっとあんまり詳しくわかってるわけじゃないん ですけど、あれですね、86 ページの図は、
0:41:42	先ほどの何ページだったかな。
0:41:47	古作です。保険ハンドとは違うやつですね。
0:41:51	コサクですけど、前回の私からのコメントは、毎々原燃側から言われた 通りでありますけど、
0:42:00	先ほど方針変更したものの、今回はここは設工認対象にしないと、あ れ、
0:42:09	俗に言えばノンクラスだと。
0:42:12	ということで、それに対して安全機能を担う機器につけるということだか ら、この付ける機器は、
0:42:21	C クラスなり一般系とは言っても、それよりも下位クラスと、

0:42:27	というようなことなので悪影響はってというような話をしたと、いうことです。ただ同クラスであっても相互の機能に影響してはいけないので、それでも、
0:42:38	同じ説明は必要だと思うんですけど、
0:42:41	一応経緯はそういうことです。
0:42:45	規制庁岡部です補足ありがとうございます。ちょっと状況を把握しましたんで、はい。大丈夫です。
0:43:02	規制庁清水です。
0:43:05	六角形設置及び、
0:43:08	確認等ありますでしょうか。
0:43:12	どういう形。
0:43:14	例えば続いて次の資料について原燃側から説明をお願いします。
0:43:21	はい。日本原燃の田中です。それでは高レベル廃液ガラス固化設備の方の資料の修正点ということで、こちらの方につきましては、前回のヒアリングにおきまして、自由ですねそちらも登場するものを、
0:43:37	らし、
0:43:40	ちゃんと整理してですねどういう用途なのかというのを明確にするようにというようなことで、記載の適正化、明確化を図っております。まず、右下で言うと 22 ページのところになります。
0:43:57	こちらの方の最終段落のところから、記載の拡充と明確化を行っております。
0:44:05	さらに、次の 20 ページ目、同様に記載の明確化を行っております、
0:44:14	十分、すいません、23 ページです。
0:44:19	で、さらに、もう次の 25 ページですね。
0:44:26	こちらの方に、溶融炉周りのその原料きれんれんが回収治具とかですねそういうものを、全体的に整理してですね、構造なり用途というものを一覧にできるような形で整理したものを追加しております。
0:44:41	続きまして変更点としましては、
0:44:46	右下で言うと 84 ページのほうになります。
0:44:55	はい。こちらの方も、千田の方の流れということで、どういう治具があってどのような整理されているかというようなものとあと許認可上の扱いということ整理しております、つつ、次のページというのが、
0:45:11	先ほどと同じような絵になるんですけども、こちらの方も
0:45:16	前のページの説明と繋がっているということでこちらの絵を追加しております。はい。それとあと、F Dの方の修正がありまして、152 ページの方になります。

0:45:36	はい。
0:45:38	下の方で、ちょっとマスクがかかっているところなんですけども、このCFDのシート番号5番なんですけどもこちらの方複数の黄色枠がついておりまして、本文の方で、このCFDシート5番というのを予備や、
0:45:52	呼び込んでいるんですけども、それがどれと対応するかというのがちょっとわかりにくかったということで、本文の方で記載しております。それぞれの機器ですね。
0:46:03	テキストボックスに入れまして、トレッドの図面と、FDが繋がることを明確にしたという、変更を加えております。
0:46:13	主な変更につきましては以上になります。
0:46:19	規制庁清水です。それではただいまの説明について規制庁側から確認があればお願いします。
0:46:36	規制庁コサクですちょっとついていけなかったんで申し訳ないんですけど。
0:46:41	かつ私からの質問っていうのも大変申し訳ないんですが、
0:46:46	25ページに図がついていて、
0:46:50	その前までに、25ページ。
0:46:54	その前までで説明を追記していただいているんですけど、
0:47:01	保守治具入口シャッターっていうのは、
0:47:07	溶融炉の上でフランジ所、
0:47:09	の形状になっているところよりも下。
0:47:13	につけるものと、
0:47:15	ということで、シャッターって言ってるのは、
0:47:21	具体的にどの一井、何だろう。
0:47:24	シャッターという部材はこの
0:47:26	フランジからさ全体だということかなと思うんですけど、シャッター構造になっているところはどこなんですか。
0:47:35	日本原燃山崎です。
0:47:37	まずですね、接続位置は溶炉フランジのすぐ上のフランジが、保守チームいらっしやっただのフランジになります。
0:47:48	その両脇にですねちょっと、
0:47:50	容器で広がってるような構造をしてるものが、補償塾入口シャッターでして、任せろのフランジ部のすぐ真上にあります。
0:48:07	で、
0:48:10	すいませんちょっとよくわからなかったんですけど。
0:48:16	その真上っていうのはどういう、

0:48:19	どの、
0:48:21	家のことを言われてる。
0:48:28	一番右の図で、
0:48:31	度でもいいのか、長く、保守治具入口シャッターは負圧維持ジグ等は別構造でありということで丸印振ってますけど、
0:48:44	この丸印のところには、
0:48:55	上の部分、
0:49:00	真ん中、
0:49:02	どっちか、水色の板状に書いてあるのと、
0:49:08	灰色で板状に書いてあるのでその下に五つの状態になっているということかなと。
0:49:15	思うんですけど、
0:49:16	板状ってのはおそらくフランジ的な形だと思いますが、これのそれぞれが何か、
0:49:24	シャッターっていうのはどういうことかっていうのを、
0:49:29	そういう形で説明いただけますか。
0:49:33	日本原燃の山崎です。
0:49:35	すいませんちょっと、もう少し詳細に説明いたします。
0:49:39	まずですね、
0:49:40	この星地区入口シャッターなんですけれども、これ、上のレンガ回収地区、こちらを乗せるまでは、占めております。
0:49:49	溶融炉の上に開口部が過度に開かないように、閉めた状態にしておきます。
0:49:56	その上にですね、レンガ回収治具ですね、ちょっとグレーがかかった色で書いてるのが、レンガ回収時期になりますけど、それを閉めた、
0:50:06	押しづくりぐしゃの上に乗せます。
0:50:10	そのままですと、レンガ回収軸の事務部が、ガラス溶融炉内に挿入できませんので、この保守軸入口シャッターっての、下ろす際には開いてですね。
0:50:21	そこでレンガのハンドブックとかを、下の方に下ろすというような用途になっております。
0:50:28	丸で書いてる部分がちょうど補修地区入口ちゃったと、レンガ改修地区の接合点。
0:50:36	そういう認識をしていただければ良いかと思います。
0:50:40	以上です。

0:50:45	すいません、いまいまだわかってないんですけど、水色に塗っているのが、
0:50:52	筒にフランジが接続されてるような構造になっているもので、上から差し込んでいます。
0:51:02	水色の下に書いてある板状のものは、溶融炉の方で、フランジ形状にして受けになっているものですねという理解でいいですか。
0:51:16	日本原燃の山崎です。えっとですね。
0:51:20	ちょっとここ複雑でして、左側の図面とちょっと比較していただきたいんですけど、
0:51:26	溶融炉の中に入っている青色の部分というのは、保守軸入口シャッター側の部品になります。
0:51:34	これは下から回収したレンガをですね、ちょっと回転させて、治具の中に入れるようにですね少し片面だけつけてるような、そういったちょっと特殊な構造をしております。
0:51:46	なのでブルーの部分を主軸におっしゃった部分というふうに認識していただければと思います。
0:51:55	コサクですそれは私も言ったんですけど、灰色の部分は何かですか。
0:52:10	これ画面共有で何かポインターで指し示しながらって見えないんですかね。
0:52:17	5 コサクさん側の方は画面共有で何かポインター動かしたらそれって視認できるような、
0:52:25	解像度になってますか。
0:52:28	ちょっとポイントはちょっと私見て欲しいんですけど。
0:52:36	ああ。
0:52:37	こういった見えますよ。
0:52:42	少しちょっとプリンターを使いながら説明させていただきます。
0:53:03	うん。先です。
0:53:05	えっとですね、まず保守地区技術者は、
0:53:10	下の方も、炉内に入ってる水色の部分と、
0:53:14	あと両書きに広がっている、これがシャッターの
0:53:18	スポーツ部門になります。
0:53:20	その上に、もう一つフランジがありまして、フランジより上、どうぞ。はい。コサクですいません。せっかくなので、表示を大きくしてもらえますかね。
0:53:31	この倍ぐらい。
0:53:40	はい、ありがとうございます。

0:53:42	あれですね、今説明いただいたのは、青色で書いた、
0:53:47	鍵つきみたいな形で書いてあるのがシャッターで今開いた状態にしてますみたいなこと。
0:53:54	そうですね。
0:53:56	はい。
0:53:58	不連続です。説明を続けさせていただきます。
0:54:02	の者、上の部分が、レバー回収中だと、ここがグレーになってる部分というような形になります。
0:54:11	現状、
0:54:13	ハンド部があるらいおりてる状態ですけど、通常が折れ曲がっている状態でして、最初の連合回収軸を設置する場合は、
0:54:24	荘司区入口シャッターが閉まっております、バランの負圧を担保しております。
0:54:30	連合会修築を使って分が回収する際には、習熟入口シャッターの上に円が回収治具を乗せまして、
0:54:40	ハンデ分をおろすために、ここのシャッター部分ですね、こちらを開くことによって、ハンドが下におりる。
0:54:49	このような構造になっております。
0:54:55	コサクですそれはわかってるんですけど、
0:54:58	今、保守治具入口シャッターはとって丸印を書いたの、
0:55:05	一番下の部分。
0:55:10	2、書いてある、灰色の四角は何ですかという質問なんですけど。
0:55:20	野崎です。後程ですね、こちらの灰色のところに、
0:55:24	そうです。
0:55:26	ちょっと入れてたらですね、僕炉外のフランジになります。
0:55:31	すいません、ちょっと音声聞こえづらかったので、もう一度、こちらの
0:55:37	ブルーのフランジ部の下にあるものを、今後の外部幹事になりましてちょっと、
0:55:43	綾部君がちょっとすくって内部示しておりますけれども、こちらガラス溶融炉の一部になりますね。
0:55:50	コサクですわかりましたガラス溶融炉の方も、オレンジ色、黄色、青、
0:56:00	藍色という形で層構造になってるのを示していて、その灰色が、
0:56:07	あとフランジのところまで行っているっていう感じで溶融炉の全体を示しているっていうことですか。
0:56:14	はい。浜崎さん、霜鳥です。

0:56:17	わかりました。
0:56:19	ただ、
0:56:23	等、
0:56:26	須藤さん入ってるらしい。
0:56:32	デフ、この図の真ん中と、
0:56:38	肥田右側は、
0:56:42	全額回収事業。
0:56:45	今日載せたり、負圧維持治具を載せたり、
0:56:50	ということで、作業の内容として、
0:56:55	除去作業なのか、助教両方とも、
0:57:00	あれですね改修事業を使うのか、流下補助事業を使うのかで使い分けをして、
0:57:07	ということでいいですね。
0:57:09	野崎です。おっしゃる通りです。
0:57:12	基本的には連絡会習熟出たときに、何か補助事業を使ってバランスを動くというようなステップですけれども、取り切れない場合はまた今後改修時期に戻ると。
0:57:23	これ繰り返しになります。
0:57:27	はい。直接はわかりました。で、
0:57:32	その前のページの、
0:57:35	米印なんですけど、
0:57:41	原料供給機補充講習治具入口シャッター煉瓦改修蓄圧イチジクと、
0:57:49	ということで列記してるんですが、
0:57:53	と、原料供給期と並ぶのは入口シャッターだっていうことで今説明いただいてわかった。
0:58:02	それでもあれかな。
0:58:03	まず原料供給系はですね、上に乗っかるやつだから一緒でもない。
0:58:07	原料供給器と対応づけられるのが入口A棟と東海林入口シャッター及びレンガ改修中だったり、
0:58:16	補修治具入口シャッタープラス、
0:58:20	負圧イチジクだったりっていうふうに思ったらいいんですか。
0:58:25	梅津です。おっしゃる通りです。
0:58:35	わかりました。それでようやく 23 ページのこの四つの
0:58:41	部材が並んでいる順番なりも含めて理解できましたけど、
0:58:53	規制庁岡です。説明は理解できて、そういう整理が理解できたんですけどちょっと 25 ページ目で、

0:59:01	一番右側の、
0:59:06	日本。
0:59:07	右側のところもちょっと私、構造的に少しわかってなくて、
0:59:12	これ電話小編はどのように、
0:59:16	をとるんでしょうか。
0:59:20	梅崎です。えっとですね、右側の方は、恩田小編を取った後の炉内の状況を示しております、
0:59:29	まず、遅延であります、連絡回収軸で、ここちょっとレンガを示しておりますけど、これを外して、
0:59:39	今回改修事業とともに取り外します。
0:59:42	そのあと流下放射塾ですね、こちらを設置しまして、屋内のガラスを抜く作業を実施します。
0:59:51	その際にですね道具が残ったり、ちょっと良か性が低下したIP流下補助をするために、この流下補助事業、今、公約に取り入れてますけど、
1:00:01	これをこし系のラインに挿入することによって、流下性を改善させるという面となっております。
1:00:09	以上です。それ超過です。
1:00:12	れんが商品を取るのはこの図で示してあるような、
1:00:17	棒状のものではないってということなんですか。
1:00:22	この棒状のもので何か。
1:00:25	その煉瓦証言みたいなものまで、
1:00:27	細かいものまで、
1:00:29	状況するんですか。
1:00:35	書いてある権田処分というのは本当に細かいものでした。
1:00:39	稠密に書いてあるのはある程度おっきの元が小分科会を示しております、ここは細かい減額図とかが残ってた場合、
1:00:49	でも流下性低下しますので、
1:00:51	そういった場合、中央のノズルにこの暴走することによって、流下性をもっと回復させることができるので、そういったことで記載しております。はい、清長官、わかりました。
1:01:04	以上でございます。
1:01:13	あ、コサクです。それで、バウンダリになるような、
1:01:20	供給期だったり、シャッター回収地区、
1:01:26	2軸というものは、
1:01:29	溶融炉の

1:01:31	構成部品として登録しますと。
1:01:36	ということですけど、
1:01:43	この
1:01:46	電が回収治具というと上に乗っかるものっていう感じですけど、実際のその、
1:01:55	掴むやつを何て言いましたっけ。
1:01:58	度忘れしちゃいましょう。
1:02:00	マジックハンドのようなものだったり、流下補助治具についてはどういう扱いなんでしょうか。
1:02:12	好きです。ハンド期待をですね。
1:02:16	植村甲斐習熟といったものですので、こちらは、あれの回収軸になります。
1:02:22	流下補助事業とか、攪拌分については、
1:02:27	使用機器とはしないというような扱いにしております。
1:02:33	それは、
1:02:35	閉じ込め機能に依拠しながらとして、そういった整理をしております。
1:02:42	と、今のことはどこに書かれているか。
1:02:45	すいません最初の説明であったと思うんですけど、
1:02:48	一度場所を教えてくださいませんか。
1:02:51	日本原燃古川です。えっとですね P D F、ページの方で言うそうですね、P D F 84 ページ目になります。
1:03:06	で、えっとですね 84 ページ目の下の方にあります。なお書き以降ですね、なお書き以降のところ攪拌棒及び流下補助治具。
1:03:17	につきましては
1:03:19	その他の腰直接負圧維持に影響をするものではないということで、その他 50 人と同じ扱いとして、収去品、中止しないということで記載しております。
1:03:36	以上です。
1:03:38	古作です。まずとじ込み機能がないっていうのはいいんですけど、流下性回復機能っていうのは、設工認当路食う機能ではないっていうことですか。
1:04:04	日本へのセガワです
1:04:07	現状はご指摘の通りですね、
1:04:11	必要ない機能であると、必要ないってことはないんですけども、
1:04:16	そうですね。コサクです。確か主要事業者検査の確認で流下性確認っていうのがあったような、

1:04:28	好きです。
1:04:29	両河川確認、審判
1:04:32	先ほどおっしゃられた清事業者検査の流下性確認については、ガラスの流下ができることと、
1:04:40	ガラスの流下停止ができること、この圧を確認するというようなことで、計画しております。
1:04:53	はいコサクです。そうすると、
1:04:58	設工認にも流下性っていうのは機能としてあるってことで、
1:05:09	そうですね、逆にヤマザキです。
1:05:12	基本的に節項、
1:05:15	機能で設工認の本文の方でいうか、
1:05:19	するという機能は、
1:05:22	きちっと、
1:05:24	記載はしております。
1:05:27	ちょっと
1:05:29	各反動とカーエと現状ちょうだいしている理由としましては、安全運転の報告書とかでも記載しておりますように、基本的には洗浄運転については、定期的に、
1:05:43	実施をしまして、安定運転を実施していくというようなところがあって、
1:05:50	流下性が悪くなってきた場合は、その洗浄運転をすることによって回復させると。
1:05:55	いろんなところが基本的な方針となっております。
1:05:59	それでも開封できなかった場合につきましては、こういった各般分を用いまして、流下性を回復するというところがありまして、
1:06:09	こちらは
1:06:11	直接流下性して、必要な機能としては模擬廃棄による洗浄機も、
1:06:18	それでも駄目な場合の
1:06:21	対応として、各反動が必要となると。
1:06:25	というような整理をしております。
1:06:29	それで、うん。はい。細田です。そういうふうにならなくていいですね。
1:06:37	閉じ込めじゃないから、流下性は別に、設工認上担保取れなくていいので、入れませんみたいなふうに読めてしまうので、
1:06:44	そうではないということですから、
1:06:46	流下性はこういうふうにして担保をとってますと、そのの、

1:06:53	なので、これはあくまでその補助でやってというようなことを書いていただかないと、
1:06:58	説明としては不十分かなというところだと思います。で、このその他保守治具と同じ扱ってというのちょっとよくわかんなかった
1:07:08	これはどういう意味ですか。
1:07:20	稲毛沖山サトウです。記載はですねちょっと他にもいろいろ同じようなここ、メディアに関してこういった特殊な補修事業なんですけども、
1:07:30	その他にもいろいろと同じような保守事務というのがいっぱいありますので、
1:07:35	端的に表現としてその他補修事業という形をちょっと一つの表現として、ここで使ってしまいました。先ほどコメントいただいた通り
1:07:45	書き方に関してはですねちょっと流下の担保の取り方っていうのを変えてですねここはその扱いでないとか、べきでした。すいませんでした。
1:07:56	はい。補足ですよろしくお願ひします。その時に、このその他補修治具ってどんなものがあり、それについても機能としてはこうだから、登録しなくていいんだよということも含めて書いていただけますか。
1:08:11	日本原燃許認可サトウです。承知いたしました。
1:08:23	規制庁清水です。府川規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:08:35	はい。衛藤。
1:08:36	共通上級関係について衛藤本日のヒアリングでのコメントを踏まえた意図資料の修正方針を原燃から説明して、
1:08:46	また
1:08:47	今後のスケジュールについてですが、今
1:08:52	ヒアリングの直前に資料出していただいてこの共通 09 と別紙二つの説明をしてもらってるんですけども、これまでのヒアリングを踏まえて他の資料の趣旨、
1:09:03	水平展開とかをした資料の提起とかそこら辺のスケジュールも考えてるところありましたらあわせて説明いただければと思います。
1:09:15	はい。日本の田仲です。まず初めに本日の資料の修正につきましては、共通できる本部につきまして選定プロセスの類似性の説明を詳しく別表 2、
1:09:28	ですかねあっちの方に記載すると、というような、各場が必要。
1:09:33	対応させていただきます。あと、高レベル排気濃縮の部分につきましては、将来的に必要となる設備、長期及びというような考えを踏まえると、

1:09:43	どうも踏まえると温度計のちゅ収益公益部門につきましても設工認月対象とするというような扱いを変更するというのと、
1:09:54	耐震クラスの考え方というところですね、ICのフロントの表を後ろの方に記載するところがありますがそちらの方に入れて拡充するという対応。
1:10:06	あと高レベル廃棄ガラス固化設備の方につきましては、攪拌棒、営業課制の維持として補助的なものであるという説、示すとともに、
1:10:17	その他保守事業の詳細を示すという資料に反映させていただきたいと思えます。で、スケジュールの方につきましては、
1:10:26	こちらの方も修正もさせていただきつつ、
1:10:31	今の意見として残っているのが、こちらの設備単位でCD1度で見ますと、高レベル排気濃縮設備と、ガラス固化設備というふうに認識しておりますので、こちらの方をまず優先的に資料の方提出させていただきつつ、
1:10:49	検討のプロセス必要だというご説明させていただいた、設備の方でもまだ最新化されてないもの、ありますのでそちらの方を優先的に提出させていただきまして、
1:11:02	ちょっと段階的にはなるのかと思いますが、
1:11:06	無
1:11:08	他の設備につきましてもですね、ご提出させていただきたいというふうに思っております。
1:11:15	はい。
1:11:16	規制庁清水です。スケジュールについて今そっちにあった内容でいうと、別紙1の関係で論点として残ってるのがこれが二つで、本日の経緯も踏まえてまず出し、
1:11:28	あとはほか代表設備としてヒアリングをしていたら逆推計とかと関係とかも、次。
1:11:36	藤最新版が出てないので、優先的に出したと僕はもう、
1:11:41	登式持たすということで、理解しました。ちょっと資料の提出式、具体的な日程とかはまた追って連絡いただければと思います。
1:11:54	あと四つ上級について、規制庁側からよろしいでしょうか。
1:12:01	規制庁コサクです。共通09というわけでもないのですが、今の共通091通り、リバイスして提出されるということで、
1:12:12	共通09の整理、
1:12:17	トーマ並行しているのが、各条00だと。

1:12:21	ですね、それで縦軸横軸的なところが整理をされると、ということなんですけど。
1:12:28	00 主、各条 00 については、
1:12:33	大分論点となってるところだけでずっとやっているんですけど全体見直してみたいのってどうなってるんでしょうか。
1:12:48	はい。日本原燃の瀬川でございます。
1:12:51	大隈コサクさんが記入されたのは多分、第二グループで出すような 00 のところを意識された。
1:13:00	ご指摘かなと思っております。
1:13:04	第二グループ向けの 00 資料もですね都度リバイズをかけて対応している状況ではございます。
1:13:15	別紙 2 の
1:13:19	この紐付け、00 資料の別紙 2 との紐付けっていうのがありますので、
1:13:23	そういったところのリバイズというのはかけてはおる状況ですが、
1:13:28	すいません。
1:13:30	改めてこの 09 に関連するものとして意識出すっていう意識が全く今なかったのが、
1:13:38	気づきましたので、それもちょっと合わせてですね、こういったスケジュールで提示していくかというのを、改めてちょっとスケジュール示させていただければと思います。以上です。
1:13:50	はい、補足ですよろしく申し上げます。第二グループとって、準備、整理されていたものっていうのが出てきてるのが、3月7月、
1:14:02	とかばっかりなんですよ。どうもこれその後話をしてほとんどずれてるなみたいなのが、
1:14:11	見受けられたもんですから、
1:14:13	改めて提出をしていただければと、いうふうに思います。で、
1:14:20	特に気になったのはやっぱり共通個別の関係とか、
1:14:24	ですね、
1:14:27	非常に断片的に出されてるような感じがして、これってどこの何だっけっていうのがわからないような資料になってるもんですから、その点も整理をしておいていただくと、認識共有ができるのかな。
1:14:41	いうふうに思ってますよろしく申し上げます。
1:14:46	はい。日本原電の瀬川承知いたしました。
1:14:51	規制庁シミズほか、規制庁側からよろしいでしょうか。
1:14:57	それでは続いて次の資料について原燃側から説明をお願いします。
1:15:08	はい。次の資料ですけども、

1:15:11	その竜巻 34、レビジョン 7 ということで、
1:15:15	令和 4 年 11 月 24 日に提出させていただいた資料になります。
1:15:20	本資料については大きく 2 点の方をちょっと資料の方を見直してございます。
1:15:25	通しページは 33 ページになります。
1:15:33	これ、
1:15:34	はい。今回添付 7 ということで、
1:15:38	化学薬品防護対象施設設備にエントリーされます配管につきまして、設工認申請書としてどのような記載の整理をするのかという、
1:15:48	整理の結果をまとめてございます。
1:15:53	衛藤。
1:15:54	アーク薬品防護対象設備については
1:15:57	今回、配管が新たに影響評価対象ということで再整理したんですけども、
1:16:03	溢水と違いましてですね今回、南雲の配管が評価対象になるということで、その整理の考え方を 2 ポツ以降にまとめてございます。
1:16:12	まずは本文ですけども、基本設計方針につきましては、許可整合、技術基準適合の観点等を踏まえて、基本的な設計の概念として想定した化学薬品の漏えいの域に対して、
1:16:25	防護対象設備が安全機能を損なうことを損なわないことを評価するという、大方針のほうを記載したいと考えてございます。
1:16:34	一方ですね、商標におきましてはですね、主配管集だダクトにつきましては、仕様表の作り方がですね、まずはフロムツアがわかるようにですね、配管名称を設定して、
1:16:47	仕様表作成するという方針にしております、時と異なりまして設置の範囲とか、複数の部屋に跨って設備が設置されると、というような状況になることを踏まえ、
1:16:59	場合まして、
1:17:00	一応、一番最後に、の段落に結論書いてございますけども、
1:17:05	性ってというか、各番号化学薬品牧場の高さにつきましては、
1:17:11	添付書類ですね、こちらの添付書類の中におきましてですね、本文の基本設計方針通りに、安全機能を損なわないんだということのですね、評価結果の方をですね、
1:17:23	説明書の中でそこをお示ししたいというふうに考えてございます。今ちょっとすいません資料上、化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書として記載してございますが、

1:17:35	具体的に何なんだというその辺ちょっと丁寧に書ききれてなくて、
1:17:39	基本的には
1:17:41	次回、2回で申請する、せ申請書に添付します。化学薬品の漏えい。
1:17:49	影響に関する評価ということでこの評価書、次回出す評価書の中ですね。
1:17:56	想定される利益に対して、ほぼ対象は機能喪失しないということを、の説明書の中で、具体の結果の方をお示しすることを考えているというのがまず添付資料添付7の考え方でございます。
1:18:08	で、2点目、修正したのは、通しページの方ですけども、36ページの方になります。
1:18:20	はい。ちょっとマスキングちょっとかかっていますが、こちら、冷却塔の構造図の方になってございまして、
1:18:26	今の天ぶらの整理を踏まえまして、
1:18:30	i 冷却塔の構造図について、
1:18:35	或いはその高さを示す対象として、もともと記載しておりました、溢水の観点で、
1:18:42	ルート駅の原動機の高さの部分を、江藤薬品漏えいの観点でのケーブルトレイの下の高さの部分をお示しすることで対象をちょっと整理し直し直したのと、
1:18:54	それぞれ、すいません、真ん中ほどにあるBBやCのところの右側にあるスター3という書いてある。
1:19:05	配慮が必要な高さに、こちらが溢水のものなんだということで、アスター3対す。TMSLのメーターのところに追加したのと、その下のA部詳細というところを書いてございます。
1:19:18	TMSLメーターのところの横に、これは化学薬品に対する配慮の必要な高さの位置ですということで、STAR-4のほうを追記してございます。はい。説明は以上になります。
1:19:31	田崎社長からです。医薬品に対する配管の考え方を今回整理されて、
1:19:39	前回は配管に対して使用表全部書いて、高さも書くってような、
1:19:45	古藤は、結局、どういう観点からやめたって言う古藤なんでしょう。
1:19:52	先ほどちょっと説明ありましたが少し、
1:19:55	わかるように説明しております。
1:20:02	はい。日本原燃清水です。はい。衛藤CEOとしましてはすいませんちょっと画面の方、33ページの方戻っていただき、を当時します。
1:20:20	こちらの資料、えーとですね、

1:20:24	2番は久米さんが、2ポツの2段落目山岳温め、これちょっと考えた整理してございまして、一般的に商標につきましては、独立位置的分散の観点で、取り付け箇所というのを、
1:20:39	基本は記載するという考えではございます。
1:20:45	ただですね、
1:20:49	といたしますか、
1:20:53	取り付け箇所について、中元の配管とかにつきましてはですね、取り付け箇所っていうのはですね、
1:21:01	標準で書いております取り付け課長の項目としてですね、他の実証でもですね取り付け箇所というのを定めていないというものもございまして、
1:21:16	今回の医薬品の観点においても同じような考え方ですね、使用料の中で取り付け箇所を示すという考えではなく、基本設計方針で大枠の約束、その内容の結果を添付の中で具体をご説明しようというふうに考えて、
1:21:30	今回整理して参りました。
1:21:33	はい。大丈夫です。結局仕様表には書かない分を担当本分基本設計方針で呼んで、添付書類の中で、
1:21:43	高さ、具体的にどこの高さですよっていうところまでちゃんと明記されるということでしょうか。
1:21:50	日本原燃清水です。
1:21:54	今、考えておりますのは、衛藤。
1:21:58	次回は申請書に添付します。影響に関する評価書の中で、
1:22:04	設置床等、55体、
1:22:07	防護対象を、その薄が設置される設置高さ、
1:22:13	水位、
1:22:15	水位ですね水、
1:22:18	液位に対して、
1:22:20	そうしたら3幾つ幾つだから大丈夫だということは書くんですが、その機能喪失高さをどこに設定したかっていうのは、添付書類というよりは、
1:22:30	考え方は説明書の中で示すものと考えておるんですが、補足説明資料の中の中で補足させていただくのかなと思ってございました。
1:22:39	はい、清長です。わかりました。で、
1:22:43	第1回に関してはどうするかっていうところがやっぱりちょっとお答えわからなかったんですが第2回以降ではそういうのが来ます。

1:22:52	第1回でも対象があって前回は、説明を受けていて、それをどう表現しますか。
1:23:01	日本原燃シミズです失礼しました
1:23:05	本資料についてちょっと第1回の概略評価の観点の説明がちょっと足りておりませんので、そこの方はちょっと、記載はさせていただこうと思いますけども、
1:23:14	現状、考えているといえますか
1:23:18	化学薬品の0001の方でちょっとお示させていただいているのは、基本的にはですね、
1:23:27	機能喪失高さをしっかり下回るように、離隔距離が確保されているので、安全機能を損なわないということをですね、
1:23:37	説明書の中でご説明するという考えでございますので、それがですね、わかるようにこの添付の資料の方に盛り込ませていただきたいと思います。
1:23:47	はい、規制庁恒設で、今出ている00-01もそういうのは書いてませんがまずは、そこはどうされます。
1:23:54	そちらも修正して一緒に、
1:23:57	出されると。
1:24:02	日本原燃の堀内でございます。衛藤今岡さんがおっしゃっていただいた内容なんですけれども、
1:24:08	えっとですね別紙を添付書類の方にですね添付の2の方4-2の資料になりますけれどもそちらの方にですね09の概略評価という項目を起こしていたをさせていただいております、
1:24:21	その中でですね等もツエキひいきそれぞれに対して評価を行っております、
1:24:26	その結論のところですね、
1:24:29	大関高沢機能喪失高さを下回るよう、下回るように離隔距離が確保されていることを確認したというふうに記載をしております、
1:24:39	今のご指摘はこちらの方でカバーできてるのではないかと考えているんですが、その認識で間違いでしょうか。
1:24:45	はい。規制庁甲斐です。冷却塔に関しては書いてますけど、1ターンに関しては書いてないと思っているんですね。
1:24:59	はい、ちょっと映していただける。
1:25:06	日本原燃で少々お待ちください。
1:25:58	政調会ですちょっと準備しながらだと思んですが105ページから106ページの間で、配管と冷却塔に対して確かに論じてはいて、

1:26:09	ただ、それが図とリンクしているところは、冷却塔のところしか書いてなくて機能喪失高さがここですよっていう、
1:26:17	ことがテイキャク等についてしか書いてなくてその部分、
1:26:21	配管に関してはどうしますかっていう相談なんですけど、6 ページですか。
1:26:29	これ、冷却塔及び配管っていうふうに論じてはいて、107 ページ目で、
1:26:36	冷却塔の機能喪失高さはこうこうこうですっていうふうに書いているんですが、
1:26:44	配管については、
1:26:46	どういう担保をしますかっていうことなんです。
1:26:50	日本原燃シミズですちょっと悩ましいところではございますが今回、以下については、
1:26:57	ドーズというものが無いことも踏まえまして、このところにですね、具体的な数値と、あとはいい。
1:27:07	その数値の考え方みたいなのをちょっとお示しすることを今ちょっと考えました。
1:27:16	はい、規制庁課です第 2 回以降と並びそろえて
1:27:22	変えていくとなるとそういうところが少し必要になるかなと思いましたが、
1:27:28	そういう対応になるかと思ひまして、
1:27:37	はい。
1:27:38	清町側から、本件について、
1:27:42	確認したこと等ありますでしょうか。
1:27:57	成長仮説。
1:27:58	であれば、今のような方針でとりあえず 00 側も、00-01 側も修正いただいたものを提示いただいて、その並びっていうのを見ますので、
1:28:10	あとその下、街竜巻 34 の内容は共通 08、
1:28:16	とかで説明されてはいない状況という認識でよろしいですか。
1:28:23	音源シミズです。はいまだ、共通 08 の方盛り込めてございませんのでこの考え方、竜巻 30、
1:28:32	4 で添付した添付等の考え方を二倍。今の第 1 回の考え方も追記しまして、
1:28:38	月曜日定数の資料にちょっと盛り込ませてもらいたいというふうに考えております。
1:28:42	はい、規制庁はです。わかりました。では、そのようにお願いします。
1:28:50	規制庁側からほか、本件について、確認事項等ありますでしょうか。

1:28:56	会長紙です。
1:28:59	大丈夫すかね。
1:29:01	ちょっと昔話をしたかあんまり覚えてないんですけど、
1:29:07	9 ページのところで、
1:29:09	飛来物防護設備の仕様書があって、
1:29:13	支持学校のところで、
1:29:17	どうも A - A 座屈拘束ブレース数が、
1:29:24	入ってないなあと思ったんですけど、あれってどういう考え方から、この資料を使用表で担保しなくていいってことになってるんですけど。
1:29:37	2 本目シミズです。現時点で考えとったのが
1:29:43	本当に使用支持学校のですねメインフレームのところを使用比較主要部材というふうにとらえて、この者謝罪といいますか謝罪になる。
1:29:55	座屈恒設 9 ブレースにつきましては、
1:29:59	メインフレームというよりは、向上する補助といいますか、謝罪みたいなものなので、添付の対象説明書の中で仕事を示しすることを考えて商標を整理してございました。
1:30:14	と規制庁管です。その辺がどういう考え方なのか、その上流の方針からこういう部分ですみたいってあります。
1:30:30	日本原燃市民です。今ご説明したようなことがですねちょっとすいません今この通しページ 9 ページのところの、
1:30:39	横断表の中でしっかり書ききれてないという認識を持ちましたので、ちょっとこの辺もですね、
1:30:45	考え方の方を追記させていただきました。すいません、補足です。来てないだけならまだあれなんですけど、考え方が理解できないので今説明してもらえますか。
1:31:09	日本原電シミズです。
1:31:13	C を表に書くものとして、プルボックス。
1:31:19	資料使用部材ととらえて整理するかによって、その各項目っていうのが変わると思ったのが変わると思っています。
1:31:29	本当に今の考え方としては支持学校の本当のちょっとあるフレームのところをとらえて今、
1:31:36	藤氏、主要部材というふうに整理して商標を整理してたんで、
1:31:41	島野です。佐瀬です。すいません。
1:31:47	何ですか、前半に言われたことは、その通りなんですよ。
1:31:51	で、
1:31:52	どういう支持学校直接支持構造物間接支持構造物があったときに、

1:31:58	何が
1:32:01	指示として、機能が必要なのかと。
1:32:05	いうことを考え、
1:32:07	で、
1:32:08	必要なものを書くということにおいてですね。
1:32:12	座屈拘束ブレースは、今書いてある部材とは全然違う目的で設置を、
1:32:19	している。
1:32:21	全然違う目的って言い過ぎかもしれないですけど、
1:32:23	これーこの材料だけでは耐震を確保できないので、特殊な機能を持たせるように設置している部材なので、
1:32:34	それが機能として、
1:32:37	橋場伊田というような話をされても理解できないんですよ。
1:32:47	日本原燃シミズですはい。ちょっと改めてちょっと考え方をちょっと整理させていただきたいと思ってます。その指示が
1:32:59	そうですね非耐震評価の観点で何を担保しなきゃいけないのか。
1:33:04	ていうのの観点でメインの取材は当然使用部材だと思ってます。それに対してジャックス、高速ベースは社内といったようなものをどう扱うかというのをちょっと考え方整理したいと思います。
1:33:19	あと、規制庁カミデです。座屈拘束ブレースが他の。
1:33:25	引っ張りにくうだけのブレースと同じで考えているのがちょっと、
1:33:30	私とは認識が違っていて、あれはそれなりに特殊なものであって、あれも大臣認定を受けたものっていう形で、
1:33:43	に、普通の謝罪であれば企画者の功罪つけておけばいいんですけど、
1:33:50	今回使っている座屈拘束ベースっていうのはこういうものじゃないといけません。
1:33:55	というような前提にあるものですから、そういうものをですね、扱うのか、単に謝罪だからっていうわけではなくてそのあたり、次。
1:34:06	実際設計として用いているもの、特殊性なり特徴なりを、
1:34:12	考えてですね、ちょっと考え方から整理して欲しいんです何となく追記しますではなくて、全体こういう考え方に整理を明確化した結果、ここに書かれますと書かれませんかそういう話を聞きたいと思いますので、よろしくをお願いします
1:34:29	はい。日本原燃志水です。今、神谷さんからのアドバイスいただいた確かに一般の謝罪。
1:34:35	薬剤を用いてばいいものというものとの違いというのも踏まえましてちょっと考え方の方、整理させていただきたいと思います。

1:34:49	私の方から以上です。
1:34:54	規制庁岡です。
1:34:56	では清水さんお返しします。はい。
1:34:59	よろしいように、
1:35:03	藤元側から振り返りの方をお願いします。
1:35:09	はい、二本木シミズです。
1:35:11	まずは外竜巻 34 につきましては、
1:35:16	エンプラの考え方のところにですね、第 1 回の扱いについての考え方が記載できてないので、そちらの方は、記載の方へ見直し、追加させていただきたいと思っております。
1:35:28	あと、今ほどコメントいただきました、飛来物防護ネットにおける雑校則ベース。
1:35:35	含めて仕様表の主要部材として何を提示するんだという考え方を踏まえまして、含めまして、
1:35:42	ネットの仕様表の記載の方考え方の方をちょっと整理したいと思っております。
1:35:47	あとは、
1:35:50	化学薬品の各条で別紙ですね、こちらの方もですね、今時点で
1:35:58	明かさの扱いですね、図面に示さないものの扱いを記載できてないので、
1:36:04	こちらの方資料の方見修正したものを、1 週の月曜日の
1:36:13	これは以下、医薬品の方は、午前中に、まず資料の方をお出しして午後のヒアリングの中でご説明できるようにさせていただきたいと思えます。
1:36:23	竜巻 34 の方はもうは、月曜日の夕方に能勢を提出できるように、対応させていただきたいというふうに考えております。以上です。
1:36:37	はい。規制庁清水ですと、ただいまの説明について規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:36:45	特によろしければ対応の方をお願いします。
1:36:50	藤。
1:36:51	これで本日のヒアリングで予定したメニューは終了しましたが、規制庁は元年度は全体を通して、
1:36:59	何か確認等ございますでしょうか。
1:37:06	よろしければこれで本日のヒアリングを終了したいと思います。
1:37:12	録音を停止します。